**平成２２年（フ）第７０号**
島根県益田市高津４丁目15番18号
債務者　村上　仁美
1　決定年月日時　平成22年12月14日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月16日まで
5　免責審尋期日　平成23年２月17日午後１時15分
松江地方裁判所益田支部

**平成２２年（フ）第１７２０号**
東京都武蔵村山市大南１丁目61番地の４大南ハイツ203号
債務者　塚原　令子
1　決定年月日時　平成22年12月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月17日まで
5　免責審尋期日　平成23年２月17日午後３時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

**平成２２年（フ）第１７２１号**
東京都あきる野市高尾251番地５
債務者　合川　勝己
1　決定年月日時　平成22年12月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月17日まで
5　免責審尋期日　平成23年２月17日午後３時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

**平成２２年（フ）第１３８号**
石川県能美市寺井町レ81番地１　プレジールてらい・201号、従前の住所鹿児島県霧島市国分福島２丁目12番18―201号　トンボパレス
債務者　藤沢　　茂
1　決定年月日時　平成22年12月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月17日まで
5　免責審尋期日　平成23年２月17日午後２時
金沢地方裁判所小松支部

**平成２２年（フ）第１５１号**
岡山県勝田郡勝央町勝間田69番地22
債務者　杉山　功一
1　決定年月日時　平成22年12月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月17日まで
5　免責審尋期日　平成23年２月24日午後１時30分
岡山地方裁判所津山支部

**平成２２年（フ）第３３０号**
愛知県豊橋市神野新田町字ホノ割13番地１２―114、従前の住所静岡県富士宮市小泉115番地の７
債務者　若山久美子
1　決定年月日時　平成22年12月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月18日まで
5　免責審尋期日　平成23年２月14日午後１時15分
名古屋地方裁判所豊橋支部

**平成２２年（フ）第８１８号**
愛知県岡崎市八帖北町20番地４　コータス八帖203
債務者　春木　隆志（旧姓武門）
1　決定年月日時　平成22年12月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月21日まで
5　免責審尋期日　平成23年２月７日午後１時30分
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

**平成２２年（フ）第１７１２号**
東京都東久留米市柳窪３丁目３番２―305号
債務者　寺澤　善光
1　決定年月日時　平成22年12月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月23日まで
5　免責審尋期日　平成23年２月23日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

**平成２２年（フ）第１７４０号**
東京都立川市富士見町７丁目43番507号
債務者　鈴木　貴也
1　決定年月日時　平成22年12月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月23日まで
5　免責審尋期日　平成23年２月23日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

**平成２２年（フ）第１７４１号**
東京都小平市上水本町３丁目７番11号コーポラスチェリー102号
債務者　淵岡　　勝（旧姓山根）
1　決定年月日時　平成22年12月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月23日まで
5　免責審尋期日　平成23年２月23日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

**平成２２年（フ）第９２１８号**
大阪市都島区都島北通１丁目20番31号　都島社宅第１棟106号
債務者　小德　　圭
1　決定年月日時　平成22年12月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月23日まで
5　免責審尋期日　平成23年３月８日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２２年（フ）第１６５０号**
東京都東大和市桜が丘２丁目224番地１コスモ・ザ・パークス玉川上水817
債務者　金野　優廣
1　決定年月日時　平成22年12月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月25日まで
5　免責審尋期日　平成23年２月25日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

**平成２２年（フ）第１６５５号**
東京都東久留米市前沢５丁目32番15号サンアベニュー弥生２　113号
債務者　高橋　　勤
1　決定年月日時　平成22年12月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月25日まで
5　免責審尋期日　平成23年２月25日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

**平成２２年（フ）第４１４号**
愛知県刈谷市高松町２丁目60番地２
債務者　ドッグカフェダイニングＳＨＵＳＨＵこと　鈴木　智博
1　決定年月日時　平成22年12月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月28日まで
5　免責審尋期日　平成23年２月14日午後１時40分
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

**平成２２年（フ）第８０５号**
静岡市清水区船越町79番地の３
債務者　水野　嘉久
1　決定年月日時　平成22年12月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月９日まで
5　免責審尋期日　平成23年３月２日午前11時
静岡地方裁判所民事第２部